

鳥取県造林事業実施要領

制 定 平成14年8月2日付森保第337号

最終改正 令和7年6月4日付第202500057167号

鳥取県農林水産部長通知

造林事業の実施については、鳥取県造林事業実施要綱（平成17年1月27日付第200400001557号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要綱」という。）、鳥取県造林事業費補助金交付要綱（平成14年8月2日付森保第336号鳥取県農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第1 事業区分、事業内容等

造林事業の区分ごとの事業内容、対象事業の範囲、事業主体及び事業規模等は次のとおりとする。

1 森林環境保全直接支援事業

本事業は、実施要綱に規定する森林環境保全直接支援事業を次により実施するものとする。

(1) 事業内容

ア 人工造林

優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去。

イ 樹下植栽等

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する整備。

(ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（面的複層林施業の実施について（令和6年3月29日付5林整整第925号林野庁長官通知）に定める面的複層林施業（以下「面的複層林施業」という。）の対象森林にあっては上層木が10齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。

(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去。

ウ 下刈り

植栽により更新した2齢級以下（複層林においては下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林においては下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去。

エ 雪起こし

植栽により更新した5齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪压倒伏木の倒木起こし（オの倒木起こしに該当するものを除く。）。

オ 倒木起こし

植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こし。

カ 枝打ち

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する枝葉の除去。

(ア) 6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去

(イ) 12齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去

(ウ) 18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去

キ 除伐

下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあっては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰。

ク 保育間伐

12 齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18 cm 未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰。

ケ 間伐

12 齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね 5 割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね 100 分の 95 以上の森林についてはこの限りではない。）の林分又は森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に 2 を乗じた林齢以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積。

コ 更新伐

18 齢級以下の林分又は標準伐期齢に 2 を乗じた林齢以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する場合は 10 齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積及び巻枯らし。

サ 付帯施設等整備

アからコまでのいずれかの施業と一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。

（ア）鳥獣害防止施設等整備

次の a 又は b のいずれかに該当する鳥獣施設等の整備。

a 施設等整備

健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備。

b 施設改良

既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良。

（イ）林内作業場及び林内かん水施設整備

森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備。

（ウ）林床保全整備

造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等の整備。

（エ）荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、アからコまでのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が一体的に実施する施業に係る事業量を超えないものとする。

シ 森林作業道整備

「森林作業道作設指針の制定について」（平成 22 年 11 月 17 日付 22 林整第 656 号林野庁長官通知）に基づき都道府県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であって、次の全てに該当する森林作業道の整備。

（ア）アからコまでのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。

（イ）事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの。

（2）事業主体

次のいずれかの者とする。

ア 都道府県

イ 市町村

ウ 森林所有者

エ 森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）

オ 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に掲げる森林整備法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人等（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。以下「森林整備法人等」という。）

カ 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等（以下「特定非営利活動法人等」という。）

キ 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）

ク 森林法第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）

ケ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者

コ 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）

（3）事業規模等

ア （1）のアからコまでについては、1施行地の面積が0.1ha以上であること。

イ 間伐及び更新伐については、アに加えて、森林経営計画、特定間伐等促進計画、森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う場合は、補助金の交付申請ごと、かつ、計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m³以上であること。

（4）補助金額

ア 補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。

イ 標準経費は標準単価に事業量を乗じて求めたものとする。

ウ 査定係数は、次のとおりとする。

（ア）次に該当するもの：180

市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は間伐特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画（以下「森林経営計画等」という。）に基づき行う1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り

（イ）次のいずれかに該当するもの：170

a 森林経営計画等に基づき行う事業（（ア）に規定する査定係数180で行うものを除く。また、（ア）の施行地における4回以降の下刈りも含む。）

b 間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林経営計画に基づき行うものと一体的に行うもの

c 鳥獣害防止施設の改良又は森林作業道の改良若しくは復旧（（1）のアからコまでの施業と一体的に実施するものを除く。）

（ウ）次のいずれかに該当するもの：90

a 人工造林及び樹下植栽等について、森林法第10条の8及び第10条の9の規定に基づく伐採及び伐採後の届出書（以下「伐採造林届書」という。）に基づいて行うもの（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。）

b 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、（ア）及び（イ）のaに該当しないもの。

エ 補助率は、交付要綱によるものとする。

2 特定機能回復事業

本事業は、実施要綱に規定する協定（地方公共団体等と森林所有者による協定等であって、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨が定められたものをいう。以下同じ。）に基づいて特定機能回復事業を次により実施するものとする。

（1）森林緊急造成

自然条件等の理由で更新が困難な森林について、事業主体と森林所有者による協定等に基づいて実施する人工造林等とする。

ア 事業内容

（ア）人工造林

1の（1）のア【人工造林】に準ずる。

（イ）樹下植栽等

1の（1）のイ【樹下植栽等】に準ずる。

（ウ）下刈り

1の（1）のウ【下刈り】に準ずる。

（エ）雪起こし

1の（1）のエ【雪起こし】に準ずる。

（オ）倒木起こし

1の（1）のオ【倒木起こし】に準ずる。

（カ）除伐

1の（1）のキ【除伐】に準ずる。

（キ）付帯施設等整備

次の施設等の整備であって、（ア）から（カ）までのいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、aの（b）についてはこの限りではない。）とする。

a 鳥獣害防止施設等整備

（a）施設等整備

1の（1）のサの（ア）のa【施設等整備】に準ずる。

（b）施設改良

1の（1）のサの（ア）のb【施設改良】に準ずる。

b 林内作業場及び林内かん水施設整備

1の（1）のサの（イ）【林内作業道及び林内かん水施設整備】に準ずる。

c 林床保全整備

1の（1）のサの（ウ）【林床保全整備】に準ずる。

d 荒廃竹林整備

1の（1）のサの（エ）【荒廃竹林整備】に準ずる。（ただし、1の（1）のサの（エ）において「アからコまで」とあるのは、「（ア）から（カ）まで」と読み替える。

（ク）森林作業道整備

1の（1）のシ【森林作業道整備】に準ずる。（ただし、1の（1）のシの（ア）において「アからコまで」とあるのは、「（ア）から（カ）まで」と読み替える。

イ 事業主体

次のいずれかの者とする。

（ア）都道府県又は市町村（事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林又は寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合（事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）に限る。）

- (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等又は民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合を除き、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。）

ウ 事業規模

- (ア) アの(ア)から(カ)までについては、1 施行地の面積が0.1 ha以上であること。
- (イ) 都道府県、市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林において行う事業については、交付要綱第5条第1項に定める補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が2.5 ha以上とする。

エ 補助金額

- (ア) 補助金額は1の(4)のア【補助金額】に準ずる。
- (イ) 標準経費は1の(4)のイ【標準経費】に準ずる。
- (ウ) 査定係数は次のとおりとする。
- a 森林法第25条に規定する保安林及び同法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において行うもの：180
 - b a以外で行うもの：90
- (エ) 補助率は1の(4)のエ【補助率】に準ずる。

(2) 被害森林整備

気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する人工造林等とする。

ア 事業内容

- (ア) 人工造林
- 1の(1)のア【人工造林】に準ずる。
- (イ) 樹下植栽等
- 1の(1)のイ【樹下植栽等】に準ずる。
- (ウ) 下刈り
- 1の(1)のウ【下刈り】に準ずる。
- (エ) 雪起こし
- 1の(1)のエ【雪起こし】に準ずる。
- (オ) 倒木起こし
- 1の(1)のオ【倒木起こし】に準ずる。
- (カ) 枝打ち
- 1の(1)のカの(ウ)【枝打ち（18歳級以下）】に準ずる。
- (キ) 除伐
- 1の(1)のキ【除伐】に準ずる。
- (ク) 保育間伐
- 1の(1)のク【保育間伐】に準ずる。
- (ケ) 更新伐
- 1の(1)のコ【更新伐】に準ずる。
- (コ) 付帯施設等整備
- (ア)から(ケ)までのいずれかの施業と一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。
- a 鳥獣害防止施設等整備
- 次のいずれかに該当する鳥獣施設等の整備。
- (a) 施設等整備
 - 1の(1)のサの(ア)のa【施設等整備】に準ずる。 - (b) 施設改良

- 1の(1)のサの(ア)のb【施設改良】に準ずる。
- b 林内作業場及び林内かん水施設整備
1の(1)のサの(イ)【林内作業場及び林内かん水施設整備】に準ずる。
- c 林床保全整備
1の(1)のサの(ウ)【林床保全整備】に準ずる。
- d 荒廃竹林整備
1の(1)のサの(エ)【荒廃林整備】に準ずる。(ただし、1の(1)のサの(エ)において「アからコまで」とあるのは、「(ア)から(ケ)まで」と読み替える。)
- (サ) 森林作業道整備
(1)のアの(ク)【森林作業道整備】に準ずる。(ただし、(1)のアの(ク)において「(ア)から(カ)まで」とあるのは、「(ア)から(ケ)まで」と読み替える。)
- (シ) 森林保全再生整備
野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う、次のいずれかに該当する施設の整備等。なお、事業を実施しようとする地域において、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。)第4条第2項の規定に基づき協議会(以下「協議会」という。)が組織されている場合にあっては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間及び鳥獣被害防止特措法第4条第1項の規定に基づく被害防止計画との関係について、事業主体は協議会と連絡調整を図るものとする。
- a 鳥獣害防止施設の整備等
次のいずれかに該当するもの。
- (a) 野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備(パッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を含む。)
- (b) 既設の鳥獣害防止施設の改良(市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。)
- b 鳥獣の誘因捕獲
誘因捕獲とそれに必要な施設の整備等(給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備、捕獲個体の処分等を含む。)
- イ 事業主体
次のいずれかの者とする。
- (ア) 都道府県又は市町村(自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の認定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。)
- (イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、森林経営計画策定者又は民間事業者(自ら所有する森林で実施する場合を除き、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。)
- (ウ) 森林所有者(地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去又はその後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。)
- ウ 事業規模
アの(ア)から(ケ)までについては、1施行地の面積が0.1ha以上であること。
- エ 補助金額
(1)のエ【補助金額】に準ずる。(ただし、査定係数は170とする。)
- (3) 重要インフラ施設周辺森林整備
鉄道、道路、送配電線といった機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設(以下「重要インフラ施設」という。)周辺の森林について、地方公共団体及び森林所有者、重要インフラ施設管理者等による協定に基づいて実施する人工造林等とする。
- ア 事業内容

(ア) 人工造林

1の(1)のア【人工造林】に準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイ【樹下植栽等】に準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウ【下刈り】に準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエ【雪起こし】に準ずる。

(オ) 倒木起こし

1の(1)のオ【倒木起こし】に準ずる。

(カ) 枝打ち

1の(1)のカの(ウ)【枝打ち（18歳級以下）】に準ずる。

(キ) 除伐

1の(1)のキ【除伐】に準ずる。

(ク) 保育間伐

1の(1)のク【保育間伐】に準ずる。

(ケ) 更新伐

1の(1)のコ【更新伐】に準ずる。

(コ) 付帯施設等整備

(ア)から(ケ)までのいずれかの施業と一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。

a 鳥獣害防止施設等整備

(a) 施設等整備

1の(1)のサの(ア)のa【施設等整備】に準ずる。

(b) 施設改良

1の(1)のサの(ア)のb【施設改良】に準ずる。

b 林内作業場及び林内かん水施設整備

1の(1)のサの(イ)【林内作業場及び林内かん水施設整備】に準ずる。

c 林床保全整備

1の(1)のサの(ウ)【林床保全整備】に準ずる。

d 荒廃竹林整備

1の(1)のサの(エ)【荒廃竹林整備】に準ずる。(ただし、1の(1)のサの(エ)において「アからコまで」とあるのは、「(ア)から(ケ)まで」と読み替える。)

(サ) 森林作業道整備

(1)のアの(ク)【森林作業道整備】に準ずる。(ただし、(1)のアの(ク)において「(ア)から(カ)まで」とあるのは、「(ア)から(ケ)まで」と読み替える。)

イ 事業主体

次のいずれかの者とする。

(ア) 都道府県又は市町村（自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合又は、事業主体が自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。)

(イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等又は民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合を除き、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)

ウ 事業規模

アの(ア)から(ケ)までについては、1施行地の面積が0.1ha以上であること。

エ 補助金額

(1)のエ【補助金額】に準ずる。(ただし、査定係数は180とする。)

(4) 林相転換特別対策(特定スギ人工林)

林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源対策となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する一貫作業等とする。

ア 事業内容

(ア) 一貫作業

標準伐期齢以上の林分で行う林相転換を目的とする不用木(侵入竹含む。)の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽(大苗の植栽及び補植を含む。)の各作業を並行又は連続して行う一貫作業。なお、植栽については、1ha当たり2,000本以下を基本とし、植栽樹種については「スギ花粉発生源対策推進方針」(平成13年6月19日付13林整保31号林野庁長官通知)に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認められる樹種を対象とする。

なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積100m³を上限とする。

(イ) 人工造林

1の(1)のア【人工造林】に準ずる。ただし、地拵えに含むことのできる経費は、機械地拵えとする。また、植栽は1ha当たり2,000本以下を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウ【下刈り】に準ずる。ただし、同一施行地における下刈りについては3回までとする。

(エ) 更新伐

1の(1)のコ【更新伐】に準ずる。

(オ) 付帯施設等整備

(ア)又は(イ)のいずれかの施業と一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。

a 鳥獣害防止施設等整備

(a) 施設等整備

1の(1)のサの(ア)のa【施設等整備】に準ずる。

(b) 施設改良

1の(1)のサの(ア)のb【施設改良】に準ずる。

b 林内作業場及び林内かん水施設整備

1の(1)のサの(イ)【林内作業場及び林内かん水施設整備】に準ずる。

c 林床保全整備

1の(1)のサの(ウ)【林床保全整備】に準ずる。

(カ) 森林作業道整備

1の(1)のシ【森林作業道整備】に準ずる。(ただし、1の(1)のシの(ア)において「アからコまで」とあるのは、「(ア)又は(イ)」と読み替える。

イ 事業主体

次のいずれかの者とする。

(ア) 都道府県又は市町村(自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。)

(イ) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等又は民間事業者(自ら所有する森林で実施する場合を除き、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。)

ウ 事業規模等

(ア) アの(ア)から(エ)までについては、1施行地の面積が0.1ha以上であること。

(イ) アの(ア)及び(エ)については、1 伐区当たりの面積の上限はおおむね2.5haとし、伐区については連たんしないものとする。

(ウ) 次に掲げる全ての要件に該当すること。

- a 「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき都道府県が設定するスギ人工林伐採重点区域において実施するものであること。
- b 林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。
- c 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。

エ 補助金額

(ア) (1) のエ【補助金額】に準ずる。

(イ) 査定係数は次のとおりとする。

- a 一貫作業並びにそれと一体的に行う付帯施設等整備及び森林作業道整備、並びに下刈り
：180
- b 更新伐及び人工造林並びにそれらと一体的に行う付帯施設等整備及び森林作業道整備
：170

(5) 保全松林緊急保護整備

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換（同条第7項に規定する樹種転換をいう。）を行うものとする。

ア 事業内容

(ア) 人工造林

1の(1)のア【人工造林】に準ずる。

(イ) 樹下植栽等

1の(1)のイ【樹下植栽等】に準ずる。

(ウ) 下刈り

1の(1)のウ【下刈り】に準ずる。

(エ) 雪起こし

1の(1)のエ【雪起こし】に準ずる。

(オ) 倒木起こし

1の(1)のオ【倒木起こし】に準ずる。

(カ) 除伐

1の(1)のカ【除伐】に準ずる。

(キ) 保育間伐

1の(1)のキ【保育間伐】に準ずる。

(ク) 衛生伐

松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理とする。

(ケ) 更新伐

1の(1)のケ【更新伐】に準ずる。

(コ) 付帯施設等整備

(ア)から(ケ)までのいずれかの施業と一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。

a 鳥獣害防止施設等整備

(a) 施設等整備

1の(1)のサの(ア)のa【施設等整備】に準ずる。

(b) 施設改良

1の(1)のサの(ア)のb【施設改良】に準ずる。

b 荒廃竹林整備

1の(1)のサの(エ)【荒廃竹林整備】に準ずる。（ただし、1の(1)のサの(エ)において「ア

からコまで」とあるのは、「(ア)から(ケ)まで」と読み替える。)

(サ) 森林作業道整備

(1)のアの(ク)【森林作業道整備】に準ずる。(ただし、(1)のアの(ク)において「(ア)から(カ)まで」とあるのは、「(ア)から(ケ)まで」と読み替える。)

イ 事業主体

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者（ただし、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）又は民間事業者とする。

ウ 事業規模

アの(ア)から(ク) までについては、1 施行地の面積が0. 1 h a 以上であること。

エ 補助金額

(ア) 補助金額は、標準経費に補助率を乗じて求める。

(イ) 標準経費は1の(4)のイ【標準経費】に準ずる。

(ウ) 補助率は1の(4)のエ【補助率】に準ずる。

3 共生環境整備事業

本事業は、実施要綱に規定する共生環境整備事業を次により実施するものとする。

(1) 事業内容

ア 全体計画調査

全体計画の策定に必要な調査を行う事業とする。

イ 共生環境整備

(ア) 森林環境教育促進整備

森林環境教育のフィールドを提供するための森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

(イ) 森林健康促進整備

医療施設、健康増進施設の周辺においてこれらの施設と連携を図った森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

(ウ) 市民参加型森林整備

市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈りや希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備、並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

(エ) 野生生物共生林整備

野生生物の生息・生育環境の保全、移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹・花木・餌木の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

ウ 付帯施設整備

エ 林内歩道等整備

共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良とする。なお、森林健康促進整備については、車椅子や自転車の通行にも配慮した林内歩道を開設することができる。

オ 用地等取得

有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得とする。

(2) 対象事業の範囲

共生環境整備事業の対象とする事業内容は次表のとおりとする。

なお、絆の森整備事業の市民参加型森林整備は次のとおりタイプを細分する。

ア 行政支援タイプ

森林所有者、市民グループ及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、市民グループが林業体験活動等を行う場所において、市町村等が森林整備を実施する事業とする。

イ 市民主導タイプ

市民グループ（特定非営利活動法人等が森林所有者から受託して森林経営計画を作成し、又は特定非営利活動法人等が森林所有者等と森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業とする。

ウ 市民開放タイプ

森林経営計画の地域住民への開示や市町村、市民グループとの協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等が森林整備を実施する事業とする。

区分	森林空間総合整備事業		絆の森整備事業			
	森林環境 教育促進 整備	森林健康 促進整備	市民参加型森林整備			野生生物 共生林整備
			行政支援 タイプ	市民主導 タイプ	市民開放 タイプ	
全体計画調査	○	○	○			
共生環境整備	○	○	○	○	○	○
付帯施設整備	○	○	○	○	○	○
林内歩道等整備	○	○	○	○	○	○
用地等取得	○	○	○			○

(3) 事業主体

ア 森林空間総合整備事業

県、市町村

イ 絆の森整備事業

(ア) 市民参加型整備

a 行政支援タイプ

都道府県、市町村

b 市民主導タイプ

森林経営計画策定者（森林所有者及び森林組合その他の林業事業 体を除く。）及び特定非営利活動法人等

c 市民開放タイプ

森林所有者等のうち森林経営計画策定者又は市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者

(イ) 野生生物共生林整備

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1項に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体（森林法施行令第11条第8号に規定する団体をいう。以下同じ。）及び森林経営計画策定者。ただし、(1)のオについては県及び市町村に限るものとする。

(4) 事業規模等

森林空間総合整備事業にあつてはおおむね50ha以上のまとまりがある森林、絆の森整備事業にあつては1施行地の面積が0.1ha以上かつ5ha以上のまとまりがある森林で行うものとする。

4 機能回復整備事業

本事業は、実施要綱に規定する機能回復整備事業を特定森林造成事業として次により実施するものとする。

(1) 事業内容

ア 人工造林

1の(1)のア【人工造林】に準ずる。

イ 樹下植栽等

1の(1)のイ【樹下植栽等】に準ずる。

ウ 下刈り

1の(1)のウ【下刈り】に準ずる。

エ 雪起こし

1の(1)のエ【雪起こし】に準ずる。

オ 倒木起こし

1の(1)のオ【倒木起こし】に準ずる。

カ 枝打ち

1の(1)のカ【枝打ち（18齢級以下）】に準ずる。

キ 除伐

1の(1)のキ【除伐】に準ずる。

ク 保育間伐

1の(1)のク【保育間伐】に準じる。

ケ 間伐

1 2 齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね 5 割上回る森林及び立木の収量比数がおおむね 1 0 0 分の 9 5 以上の森林についてはこの限りでない。）の林分で行う、適正な密度管理等を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。

コ 更新伐

1 8 齢級以下の林分（面的複層林施業による場合は 1 0 齢級以上の場合に限る。）で行う、育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒及び巻枯らしとする。

サ 花粉発生源対策植替え

花粉発生源となっている林分において行う立木の伐倒、搬出集積、地拵え、花粉症対策苗木等による植栽とする。

シ 特定林地改良

林木の生長が不良な土地の土壌条件を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として行う地拵え、植付け（土壌改良木の植付け及び緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む。）播種、施肥（石灰及び稲わらの施用を含む。）とする。

なお、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 7 2 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域の林木の育成に適さない水田跡地の耕作放棄地等において行う場合は、不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土及び土留工等を事業内容に加える。

ス 付帯施設等整備

(ア) 林木被害防止施設等整備

多様な森林の造成・保全を目的として行う林木被害の防止等に必要な施設等の整備とする。

(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備

1の(1)のサの(イ)【林内作業場及び林内かん水施設整備】に準ずる。

(ウ) 生育環境補完整備

造林木の確実かつ早急な成長確保を図るために行う筋工及び伏工等簡易な工作物の設置とする。

(エ) 荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、アからシまでのいずれかの施業の周辺森林において当該施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がアからシまでの施業に係る事業量を超えないものとする。

セ 森林作業道整備

森林作業道の開設及び改良であって、アからシまでのいずれかの施業と一体的に実施されるものとする。

区分		特定森林造成事業		
		特定林地改良	耕作放棄地等 森林造成	花粉発生源対 策促進事業
人工造林			○	
樹下植栽等			○	
下刈り			○	
雪起こし			○	
倒木起こし			○	
枝打ち			○	
除伐			○	
保育間伐			○	
間伐			○	
花粉発生源植替え				○
更新伐			○	
特定林地改良		○		
付帯施設等 整備	林木被害防止施設等整備	○	○	○
	林内作業場及び林内かん 水施設整備		○	○
	生育環境補完整備		○	
	荒廃竹林整備	○	○	○
森林作業道整備		○	○	○

(2) 対象事業の範囲

ア 特定林地改良

森林の生産力の回復又は水田跡地の耕作放棄地等の林地化の促進を目的として、土壌条件の改良及び土壌改良木を含む苗木の植栽等を行う事業とする。

イ 耕作放棄地等森林造成

耕作放棄地等の現に森林状態ではない箇所を対象に、緊急かつ計画的に森林造成を行う事業とする。

ウ 花粉発生源対策促進事業

花粉の少ない森林への転換を目的として、花粉発生源となっているスギ及びヒノキ人工林を対象に、花粉の少ないスギ苗木等による植替えを行う事業とする。

(3) 事業主体

ア 特定林地改良

県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等又は森林所有者の団体

イ 耕作放棄地等森林造成

県又は市町村

ウ 花粉発生源対策促進事業

県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の

団体、森林経営計画策定者又は特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者

(4) 事業規模等

1 施行地の面積が0.1ha以上の森林で行うものとする。

5 農業用水保全の森づくり事業及び漁場保全の森づくり事業

本事業は、農山漁村地域整備交付金において、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付21農振第2453号農林水産事務次官通知）第2に規定する事業について、2の規定に準じて実施するものとする。

6 とっとり豊かな森づくり協働事業

交付要綱に規定するとっとり豊かな森づくり協働事業で実施する内容は以下のとおり。

(1) 事業内容

ア 竹林対策

対象事業により実施する竹林の林種転換（竹の伐倒・除去、地拵え、植付け、播種、施肥）、下刈り、造林地へ侵入している竹の駆除とする。なお、集落周辺又は国道等周辺概ね200mの竹林において実施するものに限る。

イ エリートツリー・早生樹造林

対象事業により実施する人工造林、及び保育作業（除伐、保育間伐、間伐を除く。）及び人工造林と一体的に実施する森林作業道整備とする。

ウ 一貫作業推進事業

対象事業により実施する一貫作業（伐採から人工造林）のうち伐採とする。

(2) 事業主体

対象事業で規定する事業主体とする。ただし、(1)のアからウまでについては市町村を除き、(1)のアについては造林公社を除く。

(3) 事業規模等

対象事業で規定する事業規模等とする。ただし、森林作業道開設等にあつては、その森林作業道開設等により実施する間伐等の面積が0.5ha以上（森林所有者が自ら間伐等を施行した場合を除く。）とする。

7 皆伐再造林推進事業

交付要綱に規定する皆伐再造林推進事業で実施する内容は以下のとおり。なお、事業実施期間は令和7年度までとする。

(1) 事業内容

再造林に限り、植栽樹種に関わらず1から5までのいずれかの事業（以下この項において「対象事業」という。）により行う人工造林、下刈り、雪起こし、枝打ち及びそれらと一体的に行う森林作業道の整備とする。

なお、査定係数90及び110を適用する施行地を除く。

(2) 事業主体

対象事業で規定する事業主体とする。

(3) 事業規模等

1 施行地の面積が0.1ha以上の森林で行うものとする。

第2 事業計画の作成等

1 森林環境保全整備事業計画の作成

(1) 事業計画の作成

知事は、森林環境保全整備事業を実施しようとする場合は、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付13林整整第885号林野庁官通知。以下「国実施要領」という。）第2の

規定に基づき森林環境保全整備事業計画を作成するものとする。

(2) 実施計画の作成等

ア 知事は、国実施要領第3の規定に基づき、毎年度、翌年度に実施する森林環境保全整備事業に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成するものとする。

イ 森林づくり推進課長は、林野庁長官の内示があった場合には、別に定める方法により地方事務所長（東部農林事務所八頭事務所長、中部総合事務所長、西部総合事務所長及び西部総合事務所日野振興センター所長をいう。以下同じ。）及び公益財団法人鳥取県造林公社への補助金額を決定するものとする。

2 事前計画の作成等

(1) 農山漁村地域整備交付金

ア 第1の4の(1)のサ及びサと一体的に実施するスの(ア)並びにセについて、交付を受けようとする者は、あらかじめ当該交付を受けようとする事業の実施予定箇所、実施予定時期及び概算事業量等を記載した事前計画を作成し、地方事務所長又は森林づくり推進課長に提出するものとし、具体的内容については以下によるものとする。

(ア) 事前計画の計画期間は、少なくとも、交付を受けようとする立木の伐倒から植栽までの施業の実施予定年度（森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間）を含むものとする。

(イ) 事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。

- a 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる花粉発生源植替えの年度別、伐倒、搬出集積、地替え、植栽別の実施面積（概数）及び伐採木の搬出材積（概数）並びに出材予定時期、当該事業に係る作業システム、植栽する苗木の樹種及び品種
- b 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる林木被害防止施設等整備の年度別、事業内容別の位置及び事業量（概数）
- c 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長（概数）、当該森林作業道を管理する権原を有する者並びに事業予定区域内の林内路網密度の現状
- d 施業を実施する林分を対象とする森林経営計画の作成の有無、森林経営計画が作成されている場合はその認定番号、森林経営計画が作成されていない場合は当該施業を実施する林分が存する林班内又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条第1号ロに定める区域内における森林経営計画の作成状況及び今後の計画作成に向けた取組方針

(ウ) 第1の4の(1)のサについて交付を受けようとする者は、植栽する苗木が「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種の苗木等であり、かつコンテナ苗であることを明らかにするため、苗木生産者への苗木発注書等の書類を事前計画に添付しなければならない。

(エ) 地方事務所長又は森林づくり推進課長は、事前計画の内容について、交付要件に適合する見込みがあるか、林内路網と事業予定箇所との位置関係が適切であるか、事業に係る作業システム等から見て施業が効率的に実施し得るか、事業予定箇所周辺における鳥獣被害を踏まえて造林木の適切な保護が講じられているか等について確認し、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

3 森林基盤整備事業計画の作成等

(1) 事業計画の作成等

ア 知事又は市町村長は、農山漁村地域整備交付金の森林整備事業を実施しようとする場合は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握した上で、森林法第10条の5に基づき策定された市町村森林整備計画の達成に資するものとして、様式第1号により森林基盤整備事業計画（以下「整備事業計画」という。）を作成するものとする。

イ 知事又は市町村長は、事業計画の作成に当たっては、林業者、森林組合その他の関係団体の意見

を聴くものとする。また、市町村長が整備事業計画を作成する場合は、必要に応じ、県の担当部局と協議調整を図るものとする。

ウ 整備事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 事業主体及び事業計画地の現況

(イ) 事業内容及び事業量

(ウ) その他事業の実施に必要な事項

(2) 整備事業計画の提出及び変更

ア 市町村長は、知事に様式第2号により整備事業計画を提出するものとする。

イ 知事は、整備事業計画を自ら作成したとき又は市町村長からアの申請を受理したときは、林野庁長官に様式第3号により整備事業計画を提出するものとする。

ウ 整備事業計画の重要な部分の変更を行うときは、ア及びイの規定を準用するものとする。なお、この場合、様式第4号により、その変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付するものとする。

エ ウに規定する「整備事業計画の重要な部分の変更」とは、次に掲げるものとする。

(ア) 事業計画地の変更

(イ) 林道の新設又は廃止

(ウ) 整備事業計画の対象事業全体における次の項目ごとの3割を超える増減

a 林道の開設延長

b 森林作業道の開設延長

c 上記以外の森林整備の面積

4 農業用水保全の森づくり事業の事業計画等

知事は、農山漁村地域整備交付金において農業用水保全の森づくり事業を実施する場合は、第2の1の規定に準じて整備事業計画の作成等を行うものとする。

5 漁場保全の森づくり事業の事業計画等

知事は、農山漁村地域整備交付金において漁場保全の森づくり事業を実施する場合は、第2の1の規定に準じて整備事業計画の作成等を行うものとする。

第3 県の助成

県は、事業主体に対し、予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

第4 維持管理

1 事業主体は、原則として本事業により整備した施設の維持管理を行うものとする。

2 事業主体は、他の地方公共団体、森林組合等を指定し、維持管理の一部又は全部を行わせることができる。事業主体が県以外の地方公共団体、森林組合等を指定する場合には、あらかじめ地方事務所長又は森林づくり推進課長に届け出るものとする。

3 地方事務所長及び森林づくり推進課長は、本事業により整備した施設の維持管理について、その実施状況の監督を行うものとする。特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう指導するものとする。

第5 事業の実施

1 検査

(1) しゅん工検査

ア 地方事務所長は、事業主体から交付要綱第5条第1項に基づく交付申請を受理したときは、速

やかにしゅん工検査（以下「検査」という。）を行う。

イ 検査は、申請の1施行地ごとに、鳥取県造林事業しゅん工検査内規（昭和53年10月23日付発第353号鳥取県農林水産部長通知）によって行う。

ウ 検査員は、検査の結果により様式第5号の造林事業しゅん工検査調書を作成するものとする。

エ 造林事業検査調書は、市町村又は申請者ごとに一括し、申請書等とともに事業完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存する。なお、検査調書のうち、電磁的記録により保存が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（2）検査結果

鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第16条第2項の規定による通知は、様式第5号の造林事業しゅん工検査調書の写しを添付して行うものとする。ただし、造林事業しゅん工検査調書の作成が速やかに行えない場合は、検査の可否とは別に通知するものとする。

検査の結果、当該施行地が本要領及び本要領に基づく規定に適合しないものであるときは、不合格とし次の内容を申請者に通知するものとする。

ア 不合格の内容及びその理由

イ 交付申請の再提出ができる場合は、その提出期限（20日を限度とする。）

（3）前号のイの規定に基づき交付申請が再提出された場合、再検査を行うものとする。

（4）前3号の規定は、交付要綱第13条第1項の規定に基づく完了届を受理した場合に準用する。この場合において、前3号の「交付申請」とあるのは「完了届」と読み替えて準用する。

2 補助区分

特定森林造成事業を次のとおり区分する。

ア 造林未済地緊急造林

第1の4の（2）のウに定めるもの

イ 耕作放棄地等森林造成

（ア）施業実施協定造林

森林法第10条の11第1項の規定に基づく施業実施協定に基づいて行うもの（公益的機能別施業森林区域内に存する森林に限る。）

（イ）保安林等造林

保安林、自然公園特別地域その他法令等により施業制限を受ける森林で行うもの

（ウ）分収林造林

分収林特別措置法第2条及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第9条の規定に基づき、昭和62年度以降に契約・設定された分収林において、地方公共団体又は森林整備法人が契約当事者かつ事業主体となつて行うもの（公的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林に限る。）

（エ）森林整備協定造林

森林法第10条の13の規定に基づく森林整備協定に基づいて行うもの

（オ）普通造林

（ア）から（エ）まで以外のもの

3 森林保険

地方事務所長、森林づくり推進課長は、事業の実施に当たって、施行地の森林保険加入を基本として、森林所有者等の指導に努めるものとする。

4 工程分析調査への協力について

事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。

5 その他

- (1) 事業主体は、森林法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令の規定を遵守して事業を実施すること。
- (2) 第1の対象樹種は知事が補助することが適当と認めるものに限ることとする。
- (3) 第1の事業内容における森林作業道整備については、事業実施後に当該森林作業道を管理する権原を有する者を書面において明かにすること。
- (4) 第1の事業内容における搬出集積の範囲は、作業ポイントまでを含むものとする。
- (5) 補助事業に関連して、事業主体が集材路を作設する場合には、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）を遵守するものとする。
- (6) 事業の実施に当たっては、「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。
- (7) 事業の実施に当たっては、「造林に係る省力化・低コスト化技術指針」（令和7年3月31日付け6林整整第860号林野庁長官通知）に基づき、造林作業の省力・低コスト化に係る取組の着実な推進に努めるものとする。
- (8) 事業の実施に当たっては、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和7年3月31日付け6林整森第264号林野庁長官通知）に基づき、森林の生物多様性保全に資する取組の推進に努めるものとする。

第6 その他

1 書類の経由

この要領に基づき、市町村長が知事に提出する書類は地方事務所長を経由して行うものとする。

2 令和6年度補正予算（第1号）における事業の対象区域及び内容

- (1) 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要領（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）第3の1の(1)に規定する体質強化・花粉削減計画の事業対象区域内において実施する森林環境保全直接支援事業の人工造林、下刈り、間伐（体質強化計画の対象とする木材加工流通施設及び高度加工処理施設に木材を供給する場合に限る。）、付帯施設等整備及び森林作業道整備、特定機能回復事業の林相転換特別対策（特定スギ人工林）並びに林道整備事業とする。

附 則

この改正は、平成14年8月2日から施行し、平成14年度事業から適用する。

附 則

（平成15年5月29日改正～令和3年6月23日改正附則を省略）

附 則

この改正は、令和4年1月28日から施行し、令和3年度事業の令和4年1月28日以降の交付申請から適用する。

附 則

この改正は、令和6年8月2日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年3月21日から施行し、令和6年度補正予算により行う事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年6月4日から施行し、令和7年度事業から適用する。

都道府県	
計画期間	

〇〇（県・市町村・地区）森林基盤整備事業計画

1 森林基盤整備事業（森林整備事業）の基本方針・目標

--

2 事業主体及び事業計画地の現況

--

3 事業量 （単位：ha, m, 個）

事業名 事業内容		育 成 林 備 事 業	共 生 環 境 整 備 事 業		機 能 回 復 整 備 事 業 特 定 森 林 造 成 事 業	林 道 改 良 事 業	林 道 点 検 診 断・保 全 整 備 事 業	フ オ レ ス ト・ユ ニ コ ミ テ 総 合 整 備 事 業	山 の み ち 地 域 づ く り 交 付 金 事 業	備 考
			森 林 空 間 総 合 整 備 事 業	絆 の 森 整 備 事 業						
人工造林、樹下植栽等										
間伐等										
花粉発生源植替え										
森林作業道整備										
その他保育 施設等										
合計										
森林基幹道開設	路線数									
	事業量(m)									
森林管理道開設	路線数									
	事業量(m)									
林業専用道開設	路線数									
	事業量(m)									
森林施業道開設	路線数									
	事業量(m)									
林道改良	路線数									
	箇所数									
(うち舗装)	路線数									
	事業量(m)									
点検診断	路線数									
	箇所数									
保全整備	路線数									
	箇所数									
作業ポイント整備	路線数									
	箇所数									
接続路整備	路線数									
	箇所数									
林業施設用地整備	箇所数									
森林作業道開設	路線数									
	事業量(m)									
地域創造型整備										

- (注) 1 共生環境整備事業の施設は、「施設等」の欄に列举すること
2 「間伐等」には、間伐、除伐、保育間伐、更新伐を含む。
3 地域創造型整備については、備考欄に内容の詳細を記載し、その内容に応じた事業量を記載すること。

様式第 2 号

番 号
年 月 日

鳥取県知事 様

市町村長

〇〇市（町村）森林基盤整備事業計画の提出について

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 6 の第 5 の 2 に基づき、〇〇（市町村・地区）森林基盤整備事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 〇〇（市町村・地区）森林基盤整備事業計画
- 2 参考資料

（注）事業計画書の様式は、様式第 1 号による。

様式第 3 号

番 号
年 月 日

林野庁長官 様

鳥取県知事

森林基盤整備事業計画の提出について

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 6 の第 5 の 2 に基づき、鳥取県に
係る森林基盤整備事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 鳥取県内の森林基盤整備事業計画
(〇〇市、△△町、□□村)

(注 1) 該当する市町村の事業計画 (様式第 1 号) を添付する。

様式第 4 号

番 号
年 月 日

鳥取県知事 様
(林野庁長官)

市町村長
(都道府県知事)

〇〇市（町村）森林基盤整備事業計画（変更）の提出について

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇号で提出した〇〇（都道府県・市町村・地区）森林基盤整備事業計画について、内容を変更したので（別添のとおり〇〇市町村長から内容を変更した旨、提出があったので）、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 6 の第 5 の 2 に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 市町村名
- 2 関係資料（別添）
 - （1）市（町村）森林基盤整備事業計画の変更の理由
 - （2）市（町村）森林基盤整備事業計画の変更内容
 - （3）市（町村）森林基盤整備事業計画表（変更計画）

（注）事業計画書の様式は、様式第 1 号による。

様式第 5 号

造林事業しゅん工検査調書

地 方 機 関		事 業 主 体		事 業 名		市町村																					
申 請 番 号	枝番	施 行 地			検 査 結 果						標準 単価	間接 費率	標準 経費	査定 係数	補助対象 経費	補助率	実質 補助率	補助金	国 費	検査員職氏名			検査年月日		地番等の 確認方法	備考	
		大 字	字	地 番	事業細目	補助区分	樹 種	面 積	本 数	搬出材積										検査	現地確認	検査	現地確認				
計							件 数	面 積	本 数	搬出材積					経 費			補助金	国 費								

- (注) 1 事業名は、森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業、共生環境整備事業、機能回復整備事業、農業用水保全の森づくり事業、漁場保全の森づくり事業、の区分を記入すること。
- 2 事業細目は、人工造林、樹下植栽、下刈り、雪起こし、除伐、間伐、更新伐等の区分を記入すること。
- 3 補助区分は、クスギ等造林、広葉樹林整備、保全松林、とっとり豊かな森づくり等の区分を記入すること。
- 4 森林作業道は、面積欄に延長を記入するとともに、備考欄に「森林作業道」と記入すること。
- 5 地番等の確認方法は、森林所有者及び地番の確認方法を記載すること。（例：森林簿による確認・・・「森林簿」、森林経営計画による確認・・・「経営計画」等）
- 6 鳥取県造林事業しゅん工検査内規（以下、検査内規）第 7 条第 1 項の規定により、現地確認を省略した施行地については、備考欄に「現地省略」と記入すること。
- 7 検査内規第 3 0 条の規定により現地確認を行った施行地については、備考欄に「現地確認」と記入すること。
- 8 補助率の欄は補助対象経費に対する補助率を、実質補助率の欄は標準経費に対する補助率を記入すること。なお、いずれの欄も県単独上乗せの対象となる施行地の場合は国規定補助率に当該上乗せ補助率を合わせた率とすること。
- 9 検査員職氏名欄には署名又は記名すること。